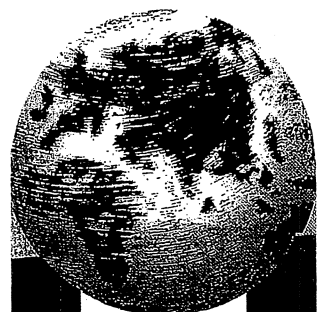


1

情報公開の 源流

30年原則とICA

小川千代子



INTERNATIONAL
COUNCIL
ON
ARCHIVES



ICAのシンボルマーク
の入ったリーフレット

明治学院大学図書館



100177278-7



甲第 103 号証

.09

はじめに

日本には1996年9月現在、情報公開法はまだできていない。平成8年(1996)4月28日付の情報公開法要綱案(中間報告)では、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上をはかり、…」という文言がみえている。裏を返せば、情報公開法が無ければ行政情報は必ずしも「公開」できないという考え方があろうのだから。

今日、世界では「30年原則」として知られる公文書の公開時期の目安がある。これはICA、国際文書館評議会というNGO(非政府機関)が1968年に提示したものである。1968年の30年原則の提示は、本文にも紹介するように、一般的には公文書は30年経過したら公開するが、より早期の公開に努力するべきであるとされている。

戦後の日本近代史の史料はしばしばアメリカ国立公文書館をはじめ、諸外国の文書館で「発見」される。これはなぜだろう。なぜ日本ではみずから戦後史料を公開しないのだろうか。ユネスコとICAが協力して行った「世界の記憶」プロジェクトの一つ、20世紀中に失われた記録史料の統計調査(本書第1章2参照)によれば、日本では戦争や行政の意思により失われた資料については、ほとんど何の記録も残されていないことが明らかになっている。

アメリカ・ワシントンDCの国立公文書館入口におかれた彫刻の台座には、「過去に学べ」「過去は未来へのプロローグ」などと記されている。前英国国立文書館館長のM. ローパー氏は来日の折に「今日の記録は明日の史料である」という名言を残してくれた。文書館をはじめとする史料保存機関は、世界中至る所におかれている。そこで働くのはアーキビストとよばれる史料保存の専門家たちだ。史料保存機関とアーキビストは、1948年ICA国際文書館評議会のもとに結集し、史料の保存と公開をはじめ時代と共に変化する記録にかかわるさまざまな関心事を検討してきている。1968年には、今日「30年原則」として知られる史料公開時期の目安を提示した。これは歴史研究を目的とする研究者の要求に応えようとして、それまではおおむね50年とされ

ていた公文書の公開までの時間を30年に変更したものであった。1970年代になると、ICAでも情報公開と文書館の法令の整合性の検討が盛んに行われた。今日では電子記録の保存を中心とした情報化時代の技術の発展革新とともに、「文書」とよばれる文書以外の形態の記録の出現とともに発生した諸問題が扱われている。それだけではない。各地に頻発する戦争や武力紛争の実態に呼応して、戦争による史料保存の危機に焦点をおいた調査や検討が続けられている。このような状況の中で、東アジアの7か国・地域で構成するICA東アジア地域支部EASTICA(エスティカ)が1993年に正式発足した。ここでも戦争による史料の散逸が語られ、また史料保存機関の自動化や情報化の研究が進められている。

本書では、第1章でICAのこれまでの活動成果の中に、情報公開の源流をたずね、第2章ではICAという国際NGO団体そのものの構成を観察する。そして、第3章、第4章では世界の史料保存機関、すなわち文書館の状況を概観していく。ICAは欧米先進国主導のNGOである。それだけに史料公開という基礎に立って、人権の一種として知る権利を世界規模で普及させるための地道な努力の積み重ねはすでに相当のレベルに達している。

ICAの文献は英語やフランス語が中心なので、これまでのところこのような実績と知識の存在そのものが日本ではあまりよく理解されてこなかったのは残念なことである。日本に情報公開法が成立するのを待ちつつも、その前に情報公開の源流をなすICAをかたる本書を世に送り出せるのは大変に喜ばしい。

1996年8月

著者記

目次

はじめに	1
第1章 30年原則とICA活動	5
1 情報公開の源流、「30年原則」の提示	6
2 「世界の記憶」プログラム ユネスコ/ICA	9
3 第31回ICA円卓会議	10
4 第2回EASTICA総会	12
第2章 ICA国際文書館評議会	15
1 ICAの沿革と概況	16
2 ICAの組織構成	18
3 ICA地域支部	22
4 ICA大会	24
5 ICA円卓会議	26
6 ICAの出版物	26
第3章 世界の文書館事情	31
— ICA調査を読む —	
はじめに	32
1 ICA調査報告書	32
2 アンケートの範囲・目標・回答	32
3 各国中央文書館	34
4 記録管理と中央文書館の役割	46
5 アーキビストの養成・研修	52
6 学術活動と各種サービス業務	53
7 文書館に関する一般法令	59

8 文書館統計と国際標準の必要性 59

9 世界の中の日本 61

第4章 海外文書館通信 67

ベルサイユ宮殿の文書館長 68

オスモテック=香水図書館 69

白雪姫のお城は今…… 70

文書館のグラスノスチとペレストロイカ 71

大統領になったアーキビスト 72

氷山の一角 米国国立公文書館 73

レコードセンターの立地条件 WNRCの場合 73

第8代アーキビスト・オブ・ザ・U.S. 75

文化と記録 76

アーキビストと情報スーパーハイウェイ 77

ウォルト・ディズニー・アーカイブズ 78

EASTICA(エスティカ)の発足 79

香港・歴史档案処 80

档案の意味 81

薔薇の名前 82

「今日の記録は明日の史料」 83

合言葉は THE SAME ! 84

付録1 ICA規約 86

2 ICA国レベル会員一覧 99

3 ICA関係事項年表 106

あとがき——ICAと日本—— 113

参考文献 115

初出一覧 116

第1章 30年原則とICA活動



EASTICA設立会議 1993年7月 北京

1 情報公開の源流、「30年原則」の提示

日本では、1996年10月1日、奈良県に情報公開の条例が施行されると、全国47都道府県のすべてに情報公開制度が行き渡ることになる。国の情報公開法については、政府行政改革委員会行政情報部会が96年10月中には最終報告案を公表の予定という。だが、制度ができて、公文書の不存在やプライバシー保護などを理由として情報が公開されない例は後を断たない。このような流れの中で、情報公開を考える人々の間では、文書管理と無関係に情報公開は有り得ないということが真剣に取り上げられるようになってきた。これは、いままで暗中模索で古い公文書の公開を行ってきた文書館関係者にとって、非常にうれしい。

文書館は古い公文書や古文書を公開利用に供するのが使命である。1959年に山口県文書館が設立されて以来、87年の公文書館法の成立をはさみ、これまでに都道府県レベルで31の文書館が設けられてきた(1996年2月、国立公文書館調べ)。

今日、文書館で公開利用に供される古い公文書は、通常作成されてから数十年間を、役所のどこかでしかるべく管理されていたものである。役所には文書管理の規定があり、1年・3年・5年・10年・永久などの文書保存期間を定めている。この保存期間は、定められた期間中は文書をきちんと保管しておかなければならないと同時に、期間満了後は処分・廃棄するということをも意味している。今日の関心である情報公開制度とはむすびついていないので、保存期間中の文書や保存期間満了後の文書をいつから公開すべきかということは、文書管理規程では一切語られていない。

この「いつから公開するか」ということについて、原則としてそれが発生してから30年以内に公開しようというのが、いわゆる30年原則である。この30年原則は、1968年9月3日から7日、マドリッドで開催された第6回ICA大会(ICA大会については本書第2章2、4参照)の決議・勧告・要望の中で言及され広く世界に提示された。

第6回ICA大会決議・勧告・要望の全文は、ICA機関誌アルキバム第

18号に掲載されている。余談だが、この当時のアルキバムは、どこを開いても見開きで左側が英語、右側はフランス語で、同じ内容が併記されている。今日のアルキバムは英語版、フランス語版が別々に出版されている。情報量が多くなったためであろう。

次に掲げるのは1968年第6回ICAマドリッド大会の決議・勧告・要望のうち、30年原則の提示にかかわる部分である。

第6回ICA大会の決議・勧告・要望 1968年9月3～7日 マドリッド

I. アーカイブの閲覧に関するセッション

1. 自由化検討グループの報告に基づく決議

(A) 閲覧の制限と遅延について

1. 大会は、次のことを勧告する。

各国の文書館関係機構は資料の閲覧を制御する規定について検討し、所轄当局に対しては、学術研究者の必要に応じて文書館の閲覧制度を適応させるべく、全ての不当な制限を取り除くよう提案すること。この結びとして、大会は、以下のような閲覧規則の緩和を勧告する。

- a) 閉鎖期間を定めている各国にあっては、一般的な閉鎖期間がその発生から閲覧開始までの間について30年を超えないものとし、必要ならば保留＝リザーベーションと明記する。
- b) 特により長期の閉鎖期間を設定する場合でも、実際の必要に見合ったものみに長期閉鎖期間を課すべきであり、その場合であっても閉鎖期間は80年を超えないものとする。
- c) 史料の特定範囲、又は出所、又はシリーズについて、可能な限り一般的な閉鎖期間が満了する前に自由な閲覧に供すること
- d) 公式の制限のもとでは、個別に特別認可の規定を設けること。

また、こうした決定を当該管轄範囲外で行うときは、文書館の長又は、関係の保存施設の長は、その件が意思決定を担当する当局に送付される前に、依頼のあった例外についての意見を述べることを求められ、また閲覧の拒否に関しては、その事を公表する制度を設けるよう期待される。

2. 大会は次のことを勧告する。

文書館に託された私的出所を持つ文書に関する閲覧の一般的取り扱いは、公的記録の場合と同じ規定に準拠するものとし、公開の遅延がこれより長期におよぶのは、史料の性格上、特に高度の秘密に属するものに限定すること。

また、提供した人とその相続人がその存命期間中、当該文書の閲覧承認の権利を保留する場合は、その後は当該文書館がその権利を継承し、将来予想される史料の固定化を予防すること。

3. 大会は、あらゆる場所において、閲覧者であればその人の国籍によらず平等な対応を行うという原則が認識され、かつ適用されるよう勧告する。

このことは、外国の研究者に対するあらゆる形態の差別を糾弾し、特定の数か国間の正式な相互閲覧認可協約の強要を廃止するよう強く求めるものである。こうした方法は個人研究者の差別につながり、いずれの場合にせよ、公正かつ機能的に適用されることはあり得ないからである。

4. 大会は次のことを希望する。

研究者の便宜をはかれるものであれば、各国は国内共通の閲覧カードを作成し、他の全ての正式閲覧票等に代えることを考慮すること。この国内共通カードは、その国内の公的文書館施設利用に際し、共通して用いることができるものとする。若し、この国内共通カードシステムが一般的になれば、将来はこれを土台に国際共通利用システムを目指すことも可能であろう。

この決議・勧告はこの後、「外国人に関するマイクロフィルム化の政策について」各国とも門戸開放を要求し、さらには、その大会でのマイクロフィルム委員会の報告書に基づき、マイクロフィルムの利便性をうたいあげたのである。1968年と言えば、昭和43年、日本の文書館は、まだほんの赤ん坊の頃であった。勿論このとき日本は参加していない。ちなみに、このときのICA大会参加国数は、何と38か国、その28年後の96年の北京大会に130か国、2600人が集まったのに比べると、国数で3分の1にも満たない。何とささやかな、しかし理想に燃えた国際会議ではないか。アジアからの参加国は、イ

スラエル、マレーシアとベトナムの3か国のみ、アフリカからは、ガーナ、ケニア、モーリタニア、セネガル、それにザンビアの5か国で、大勢は欧米諸国で占められていた。

2 「世界の記憶」プログラム ユネスコ／ICA

——世界の記憶アンケート調査と日本——

「世界の記憶——貴重、希少な図書・文書資料の保存計画」は、ユネスコが1992年に企画を開始したプログラムである。20世紀に入ってからは、戦争や革命、火災、水害、酸化による劣化、人間の無知や暴力により、破壊や消滅の危機に瀕している図書や文書資料は少なくない。世界の記憶プログラムは、こうした失われつつある世界の貴重な記録遺産を保護・保存しようとするものである。

ユネスコは、1994年以来「世界の記憶」と題し、ICAおよびIFLA世界図書館連盟との協力で、20世紀初頭から今日までに各国の記録遺産がどのような人災・天災の被害に遭ったのかのアンケート調査を行っている。ICAの調査では、ICAカテゴリーB会員である全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)の機関会員が日本の調査対象となった。

調査は、1900～94年までの95年間に被った様々な原因による資料被害を、数量で把握しようとするものであった。そのため、設問は「100パーセント破壊された資料が書架延長にして何メートル分あったのか」という調子で、数値記入を求める形式を取っていた。

調査用紙は全史料協機関会員全員に1995年1月上旬に発送した。全部で16頁にわたる調査用紙ではあったが、締切りの1月20日を過ぎてもなお続々と返信が寄せられ、合計91機関からの回答を得ることができた。このうち、設問のような災害による資料被害および対策について「該当なし」の回答は62通、なんらかの被害または対策についてのコメントのある回答は29通であった。

29通の回答中、具体的な被害資料の数値を提示したものは見当たらなかった。具体的な被害の原因となった災害では、第2次世界大戦を挙げたものが

多かった。とりわけ、広島、沖縄をはじめ、いくつもの機関から、誰もが知っている戦争被害(武力紛争、空襲など)の結果として資料が破壊されたことが報告された。また、数はさほど多くないものの、戦後の混乱期に「命令により」廃棄された資料があったことも、未確認情報として報告されていた。

調査の結果、日本では災害による資料の被害の数量的把握はほとんど行われていないことが分かった。被害の程度を百分率パーセントで観察するという、ユネスコ／ICAのコンセプト自体がいささか馴染みの薄いものであったと考えられる。被害を受けた資料のなかから、篤志の人が自宅に持ち帰ったために今日残されているものがあったという、複数の事例が非公式情報として報告された。災害あるいは意思により破壊された資料がどれ程あったのか、なにが破壊されたのかという「情報」を記録し保存しようという考え方は、わが国のこの百年間にはほとんど見られない。この調査の結果は、意図的に記録を作成し保存するよりはたまたま残っているものを大事に保管するという、日本人の「保存」傾向を、はからずも浮き彫りにしたのであった。

3 第31回 I C A 円卓会議

——「戦争、文書館、そして国際礼讓」——

ICA円卓会議のテーマは毎回異なっている。1993～95円卓会議役員会では、この3回の円卓会議のテーマを1つの大きな課題、「文書館資料の相互依存関係」に基づく連続テーマを設定しようと考えた。これは、92年開催の第12回モンテリオールICA大会での「情報化時代の専門家：アーキビストを考える」というテーマを発展させ、96年の第13回北京ICA大会にまでつなげようという構想である。

1993年は「文書館の推進：政府部内での戦略」であった。文書館が政府という組織の中で、どのような地位あるいは位置を占めているか、どうあるべきか、これを検討するために、1.文書館、当局側、法律、2.機能と形態フォームの関係、3.政府内での文書館の位置付け、4.国立文書館と政府間協力、の4つの個別の問題を設定し、活発な討論が行われた。

1995年9月、米国ワシントンDCの国立公文書記録管理庁新館を会場に、

第31回 I C A 円卓会議が開催された。集まったのは世界66か国およびその他 I C A 関係機関からの153人のアーキビストたちである。テーマは正式には「戦争、文書館、そして国際礼讓」、簡単にいえば「戦争とアーカイブ」である。4回のセッションでは、合計16本の報告が行われた。各セッションごとに設けられた質疑応答では、各国の代表から発言と意見交換が相次ぎ、世界的な関心の高さがうかがわれた。

最終日に採択された「第31回 I C A 円卓会議の決議」は、前文と5項目の勧告事項で構成された、最近になくコンパクトなものであった。

第31回 I C A 円卓会議の決議 1995年9月6～9日 ワシントンDC

戦争およびその他の紛争が文書館にもたらす深刻な危険性に鑑み、また我々は記録遺産を共有していることの重要性の増大に鑑み、市民と国家の権利の保全という文書館の役割の重大性に注目し、平時と戦時におけるアーキビストの第一義的な責任は記録史料の保護であることを認識し、

第31回 I C A 円卓会議は次の各項を勧告する：

- 1) 1954年、ユネスコの「武力紛争時の文化財の保護に関するハーグ条約」について、まだ署名していない各国の、とくに I C A カテゴリーAおよびBのアーキビストは、政府に対して署名を行うようアピールを行うこと。
- 2) I C A 執行委員会は、ユネスコに対し、役人や軍人が文書館の保護を行う場合に援助できるよう、紛争時の記録史料の管理についての R A M P Study を行うよう、提案すること。
- 3) アーキビストは記録史料をめぐる論争を公正に解決するため、外交的イニシアチブを支援すること、ならびにアーキビストが、記録史料を巡る論争の把握、そうした記録史料のプライバシーの保護、適切な検索手段の作成、および複製作成と利用の奨励を行うことにより、国内の諸文書館間の協力促進を行うこと。
- 4) ゲリラやパルチザン運動に関する史料の保存を保障するため、それら史料の所在把握と受入れのために、アーキビストは最大限公平な方針を追求すること。

- 5) ① I C A 執行委員会がすべての N G O および政府間組織に対し、各組織における現用記録と歴史史料の管理について、特に評価と利用に配慮した形の規定を作成するよう確認すること、
- ②加盟各国の政府間組織のアーキビストは、各政府を通じてこの方針を強化すること、および
- ③ N G O および政府間組織がおかれている各国にあつては、その国のアーキビストはそれら組織の長に直接連絡してこれを支援すること。

4 第2回 E A S T I C A 総会

1995年12月5日から3日間、マカオで第2回 I C A 東アジア地域支部(E A S T I C A)総会が開催された。第1回総会では、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の代表は北京駐在の大使館から派遣され、香港は欠席したが、今回は東アジアの7つの国と地域すべてから複数の代表が参加した。東アジア地域支部各国代表メンバーは、王剛(中国)、徐玉清(中国)、朱サイモン(香港)、崔京烈(韓国)、ダシュダバ(モンゴル)、マリア・エレナ(マカオ)、ハン・リュルモ(P D R Korea)、稲橋一正(日本)であった。他に日本からは、国立公文書館1名と沖縄県公文書館から2名、それに専門家団体である全史料協の代表1名として国際資料研究所の小川千代子の合計5名が参加した。各国の参加者数は、中国20名、マカオ6名、香港6名、韓国5名、日本5名、北朝鮮2名、モンゴル2名。ほかに I C A 事務総長ケスケメティ博士、および特別講師に招かれたミシガン大学のワロック教授の合計48名であった。

会議は12月5日午前の開会式に始まり、続いて各国からの文書館にかんするカントリーレポートの発表があった。

中国は、文書館の自動化の進捗状況について、企業のネットワークや CD-ROM を用いた目録や全文検索システムを披露し、香港は戦争で多くの資料を失ったこと、1972年に香港歴史档案処ができたこと、現在は97年5月の完成を目指し、新館の建設中であることなどを報告した。

日本は、稲橋国立公文書館長が、国と地方が相互に独立した文書館を持つことを断った上で、国立公文書館が現在取り組んでいる新館建設、目録のデ

ータベース化委員会、および専門職員養成研修の現況などを述べた。

韓国は、文書館の近代化の中心を文書管理の自動化、プライバシー保護、公文書の公開の強化および選別基準の4つのポイントに絞って紹介した。

北朝鮮は、国家档案局の存在を紹介した上で、金日成の死去に際し、葬儀記録の収集保存が行われていること、アーキビスト教育では短期研修を行っていること、中国との交流があることなどを報告し、今後の国際交流の強化の期待を表明した。

モンゴルからは、資料保存環境面で過度の乾燥が問題となっていること、記録とペーパーワーク管理法の成立とともに1995年4月から主要記録の保存規則の採択が行われ、すべての役所で文書管理の改革が始まったことなどの紹介事項とともに、外国にあるモンゴル関係資料の調査について E A S T I C A 各国の協力の要請を求める発言があった。

マカオは沿革と現状、および I C A との関係について紹介した。

2日目の12月6日に開催された第2回総会会議では、1996年9月2日午前10時から I C A 大会のなかで E A S T I C A 総会を開催することと共に、97年の第3回 E A S T I C A 総会の開催地の選定が行われ、韓国からの強い支援があつて、日本での開催が決定した。翌12月7日、中国およびアメリカの専門家による特別講演があり、総会議事は閉幕した。

E A S T I C A 第2回総会決議(全訳) 1995年12月5～7日 マカオ

第2回 I C A 東アジア地域支部総会は、1995年12月5～7日、マカオ文化協会の招待によりマカオで開催された。48名の出席者の討論により、以下の決議が採択された。

1. E A S T I C A 執行委員会メンバーの任期は、1997年秋の第3回 E A S T I C A 総会までとする。今回の総会において、新たに執行委員会メンバーに選出されたのは、香港档案処の朱サイモン、日本国立公文書館長の稲橋一正、韓国政府記録保存所長の李秀起である。
2. 諸文書館、図書館および個人の E A S T I C A への参画を得てこそ、E A S T I C A は真に東アジア地域におけるその役割を果たすものとなるらう。

3. EASTICAが東アジアにおいて周知されるため、EASTICA事務局はできるだけ早く、EASTICAの活動を記し入会申込み書を付したパンフレットを作成し、配布する。
4. 1997年春、香港で、文書館の記述標準にかんするワークショップを開催するものとする。ICAに対しては、このワークショップに、アジア地域およびその他の地域からICAの推薦する特別講師の派遣を行うことを期待する。
5. 1996年北京で開催される第13回ICA大会の会期中の9月2日(月)午前中、EASTICA執行委員会およびEASTICA中間総会を開催するものとする。その時には、EASTICA第3回総会およびワークショップの内容を決め、ICAが提示する戦略計画を検討し、合わせてEASTICA名誉会員の称号授与を行う。
6. 第3回EASTICA総会は1997年秋に日本で開催する。第2回総会参加者は、日本の国立公文書館の好意ある招請に深甚の感謝を表明した。
7. 第2回EASTICA総会は、加盟各国/地域に対し、2国間および多国間の専門的な交流を奨励し、それにより、当該地域における文書および記録管理の強化を目指すため、2国間および多国間の専門的交流を奨励する。
8. 第13回ICA大会は、1996年、この種のものとしては初めてアジアの中国で開催される。総会は、EASTICA加盟各国/地域に対し、より多くのアーキビスト、ライブラリアン、およびその他関連分野の人々の、大会への参加呼び掛けを求める。
9. 総会は、マカオ文化協会、マリア・エレナ・エボラとマカオ歴史文書館による、EASTICA第2回総会への温かいもてなしと優れた準備に、深甚の感謝を表す。

第2章 ICA国際文書館評議会



第26回ICA円卓会議 1989年 マドリード

I C A国際文書館評議会という国際NGOは、それを構成する文書館とアーキビストたちに支えられている。日本を代表する専門家団体である全史料協がI C AのB会員になったのは1986年のことである。日本の国立公文書館がI C Aに加わったのは1972年であるから、以来すでに約4半世紀が経過している。

巻末のI C A関係年表に見るように、長らくI C Aと日本との交流は限定的であった。とりわけ人的交流は少ない。同じ東アジアでも中国は国家檔案局が1980年にI C Aに加盟するや、一気に文書館関係者を海外に送り、あるいはI C Aの中核にある欧米の専門家を次々に招くなど、活発な交流に乗り出していったのとは対照的な経過を辿っている。

このように「静かな」国際交流の雰囲気の中で、1991年5月にI C A事務総長シャルル・ケスケメティ博士が国立公文書館の招きで公式に日本を訪問した。国立公文書館がI C Aに加盟してから実に20年目のことであった。ケスケメティ博士が日本に滞在した数日のなかで、筆者は博士を東京から京都、千葉へと案内する機会を得た。新幹線の車中で、ようやくリラックスした博士は、来日してみたの日本の印象を「なんだか、日本は特別だという考え方があるようで、当惑を感じる」と語った。日本の文書館も、ヨーロッパの経験から学べるところは多いのではないか、というのである。博士は、「文書館の世界では国粋主義はじゃまになる」というきつい表現を用いて、日本の文書館——このときはまだ国立公文書館を見学しただけであった——の印象を語ったのは忘れ難い。

その後別の機会にも、ケスケメティ博士は「私はI C A事務局の代表として中国を初めて訪れたのは1981年でした。その他の国も、多くの場合I C Aに加盟して数年以内に訪れる機会を得ています。I C A加盟後20年たってようやく日本を訪れたという私の経験自体が、日本の文書館の問題点を象徴しています」と語ったのである。I C A加盟160か国の殆どを訪問し、考えられる限りあらゆる種類の文書館や文書管理官庁を見聞している博士の言葉であ

る。その淡々とした口調のなかに、私は重い宿題を出されたと感じたのであった。

ケスケメティ博士が日本を訪問してから5年が過ぎた。日本の文書館もようやく少しずつではあるが国際化の兆しが見えるようになってきた。1994年末には日本人のICA個人会員が10人になった。わずか6人の会議ではあったが、1994年には日本で初めてICAの会合、第3回防災委員会が開催された。1992年からはICAの役員や委員に日本人の名前も見えるようになった。だが、ICAが日本に求めているのは、人的・経済的貢献もさることながら日本の文書館界から世界にむけた「発信」である。折しも、文書館の分野でも古文書解読一辺倒の時代から、外国の同業者との交流の必要性が認識され始めたところである。今日本の文書館は開国の時期にある。

世界でもまだ決して確立したとは言いきれない文書館学ではあるが、求める人にはICAは必ず役に立つ情報をもたらしてくれる。そのICAの存在と役割の理解のため、また日本の文書館を世界に発信するためにも、本書が文書館人をはじめ多くの人の役に立つように、そしてそれがケスケメティ博士からの宿題の回答にもなればと強く願っている。

末筆だが本書をまとめるにあたり、お世話になった高野修さん、岩田書院の岩田博さんをはじめ、筆者にとって初めての著書作成を支えてくれた多くの友人、それに夫雄二郎と愛子・信彬の2人の子供達に、心からの感謝を表したい。

参考文献

- 『公文書館制度研究会調査資料』No.5 1960 国立国会図書館
- “DER INTERNATIONALE ARCHIVRAT: VERGANGENHEIT, GEGENWART, ZUKUNFT” Bericht von Prof. Dr. Eckhart G. Franz, ARCHIVUM XXIX, 1982, K. G. SAUER
- 小川千代子「ICA事務総長ケスケメティ博士のアーキビストと文書館Q&A」『会報』No.22 1991.9 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
- “ICA PUBLICATIONS 1994” INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES
パンフレット “INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES”
- 『档案学辞典』1994 上海辞書出版社
- 王徳俊「第1～12届国際档案大会学術討論概術」『档案学研究』1996.1
- 小川千代子「今日のゲリラは明日の政権—戦争とゲリラ文書の保存—(CA1055)」
「ICA(T8)」『カレントアウェアネス』No.199 1996.3.20 国立国会図書館
図書館研究所
- “DIRECTORY / ANNUAIRE 1995 / 1996” INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES
- 「戦後の史料保存運動年表」『日本の文書館運動—全史料協の20年—』 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編 1996 岩田書院

初出一覧

第1章 30年原則とICA活動

1 情報公開の源流、「30年原則」の提示

「30年原則のこと」『記録と史料』No.3 1992.8 全国歴史資料保存
利用機関連絡協議会

2 「世界の記憶」プログラム ユネスコ/ICA

『会報』No.33 1995.7 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

3 第31回ICA円卓会議

『DJIパイマンズリーレポート』創刊号(No.4) 1995.9.20 国際
資料研究所

4 第2回EASTICA総会

『DJIパイマンズリーレポート』創刊3号(No.6) 1996.1.15 国
際資料研究所

第2章 ICA国際文書館評議会

1 ICAの沿革と概況 2 ICA組織構成 3 ICA地域支部 4 ICA大会

「もっと知ろうよICA」(1)-(5)『会報』No.29-33 1994.1-1995.7
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 に連載

5 ICA円卓会議 6 ICAの出版物 (書き下ろし)

第3章 世界の文書館事情

「世界の文書館事情」『北の丸-国立公文書館報』No.23 1991.3
国立公文書館

第4章 海外文書館通信

『アーキビスト』No.19-37 1990.4-1996.3 全国歴史資料保存利用
機関連絡協議会関東部会 に連載

付録1 ICA規約

「国際文書館評議会規約」『藤沢市文書館紀要』16 1993.3

2 ICA国レベル会員一覧 (書き下ろし)

3 ICA関係事項年表

『第4回公文書館等職員研修会受講資料』1991.11 国立公文書館

著者紹介

小川 千代子 (おがわ・ちよこ)

東京都立大学卒

東京大学百年史編集室 (1975~1987)

国立公文書館 (1987~1992)

国際文書館評議会円卓会議役員 (1992~1996)

米国公認アーキビスト (1989~)

米国アーキビストコンサルタント登録 (1992~)

法政大学ビジネスアーキビスト養成講座講師 (1992~)

学習院大学講師 (1996~)

国際資料研究所 代表 (1992~)

〒154 東京都世田谷区三軒茶屋1-32-4-102 TEL/FAX 03-3411-8210

E-mail dji @ mxd. meshnet. or. jp



情報公開の源流—30年原則とICA—

岩田書院ブックレット1

1996年(平成8年)11月 第1刷 1000部発行

定価1442円(本体1400円)

著者 小川 千代子 ©

発行所 有限会社岩田書院 〒157 東京都世田谷区南烏山4-25-6-103 電話03-3326-3757

代表: 岩田 博

Printed in Japan

組版・印刷: 藤原印刷

製本: 辻本製本

ISBN4-900697-64-8 C1321 P1442E